主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人亀田信男の上告趣意のうち、憲法一四条、三一条違反をいう点は、本件レーダースピードメーターによる速度違反車両の検挙について、なんら不当な点は認められないから、所論は前提を欠き、その余は、事実誤認の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項本文により、裁判官全 員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和六一年二月二一日

最高裁判所第三小法廷

夫	壽	上	坂	裁判長裁判官
己	正	藤	伊	裁判官
彦	滿	岡	安	裁判官
敦		島	長	裁判官